

2 自殺対策の基本認識

〈基本認識〉

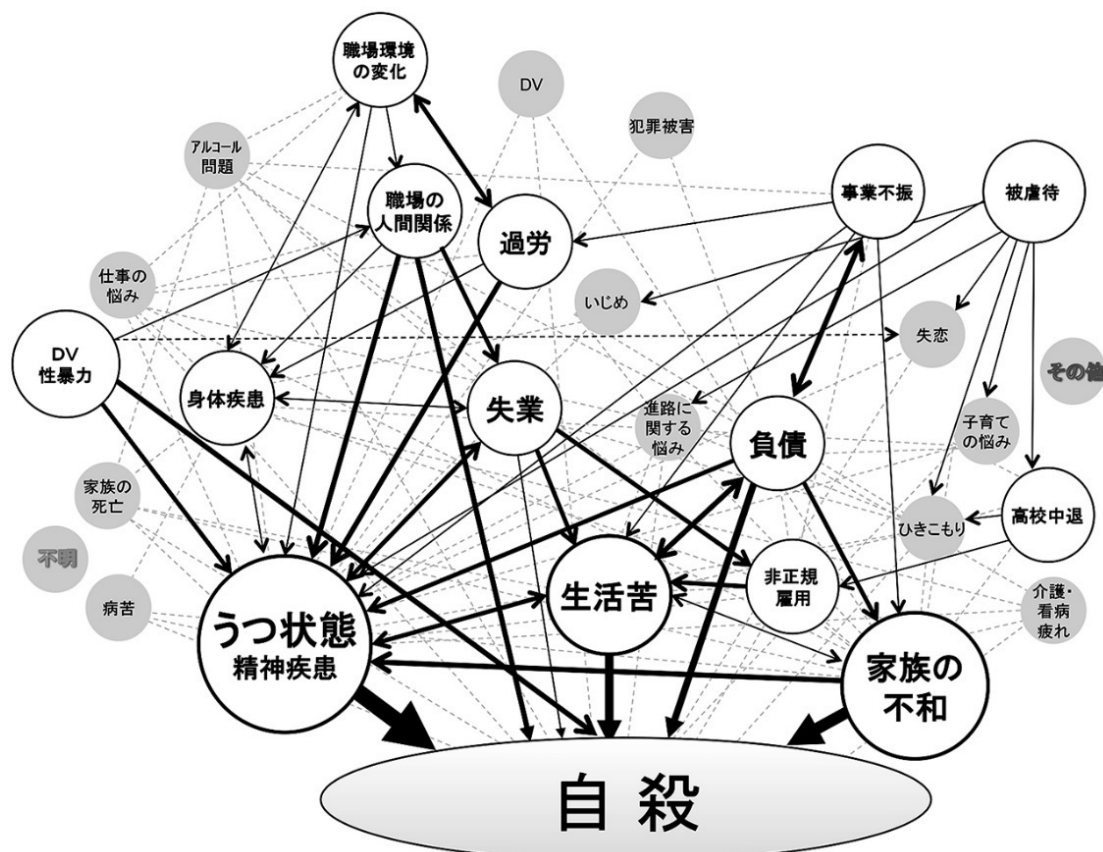
- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- 年間自殺者は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 地域レベルの実践的な取組に対してP D C Aサイクルを通じて推進する。

NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態1000人調査」から見てきた「自殺の危機経路」を下図のように示しています。

自殺に至る背景には、病気の悩み等の健康問題のほか、過労、失業、負債などの経済・生活問題、介護や看病疲れなどの家庭問題等、様々な要因があり、それらが複雑に関係しています。こうしたことから自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、それらの要因が連鎖し深刻化したことによる、追い込まれた末の死といえます。そのため心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対し、社会が適切に介入することで多くの自殺は防ぐことができるという認識の下、対策を進めていく必要があります。

本町もそうした基本認識を念頭に置き、総合的な対策を社会全体で進めることにより、「誰も自殺に追い込まれることのない南大隅町」を実現できるよう取組を進めていきます。

■自殺の危機経路イメージ図



資料：「自殺実態白書 2013」（NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク）より

3 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本町では以下の6点を基本方針として掲げます。

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本方針1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

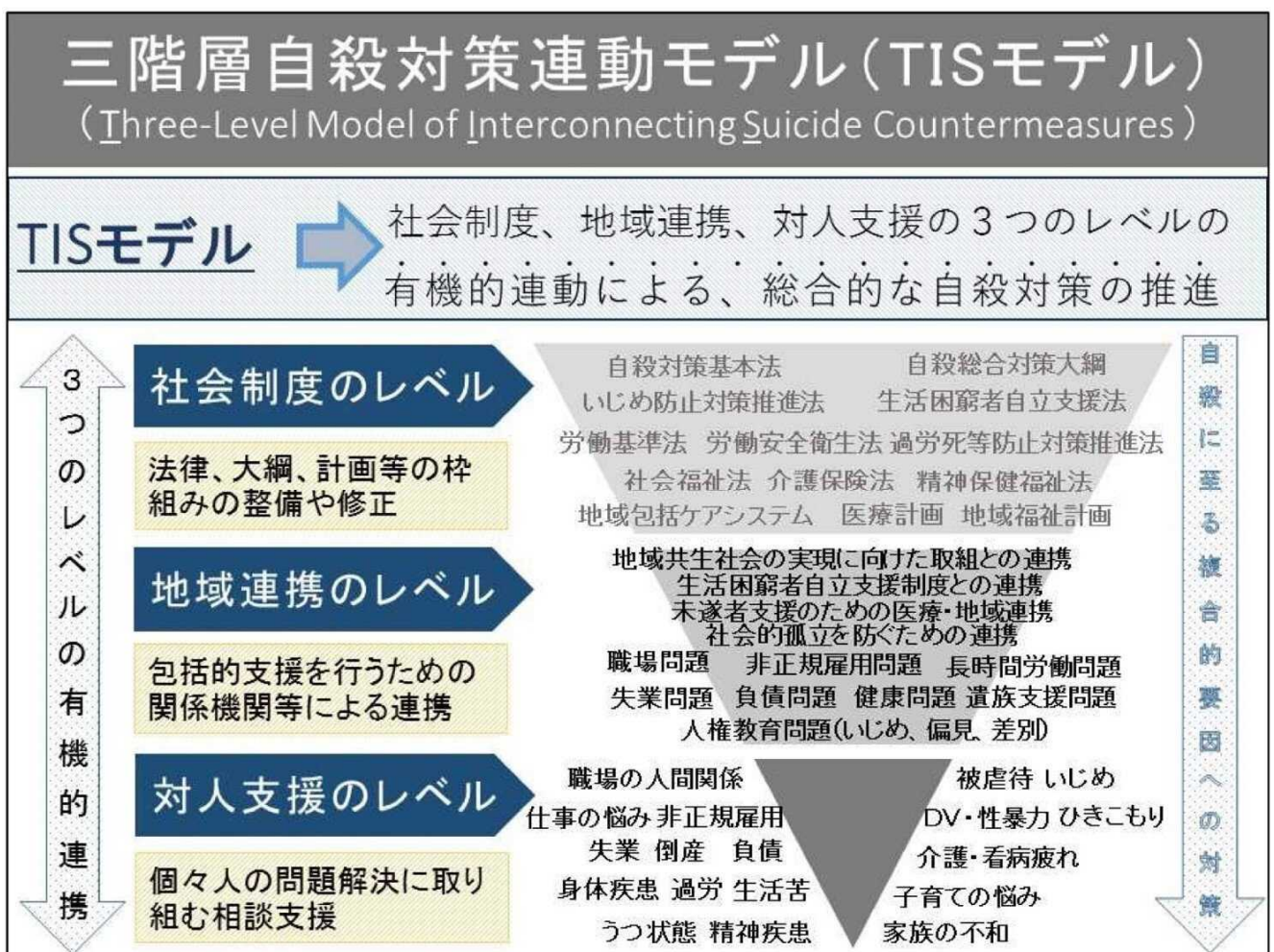
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じた場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

■三階層自殺対策連動モデル



資料：自殺総合対策推進センター

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきけるようメンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

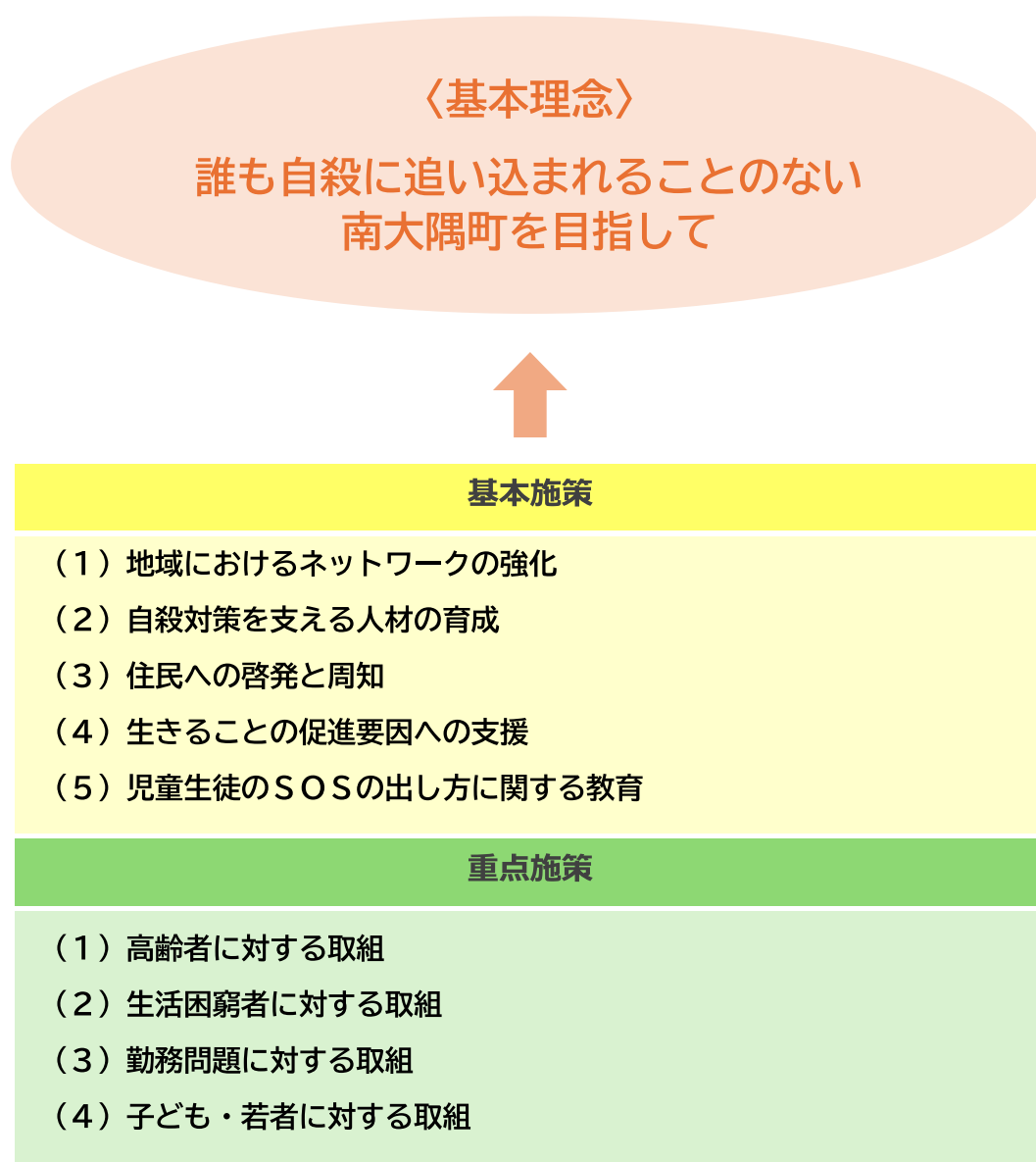
基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組んでいくことが必要です。

4 施策の体系

自殺対策の取組を推進するため、本町では国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と本町の自殺の実態を踏まえてまとめた「地域自殺実態プロファイル」に示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた取り組みを推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を自殺対策と連携して「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していきます。



第4章 自殺対策への取り組み

自殺対策の取組を推進するため、本町では国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と本町の自殺の実態を踏まえてまとめた「地域自殺実態プロファイル」に示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた取り組みを推進していきます。

基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない南大隅町を目指して」を実現するため、自殺の抑制を目的とした支援者養成や相談に対するすべての関連・関係機関等の有機的連携を図りながら、性別・年代を問わず、あらゆる機会を通じて自殺防止に関する普及啓発や教育を積極的に展開し、町民すべてに「悩みや生きづらさ」のシグナルを、互いに「気づく耳、見守る目、つなぐ心」の意識を醸成します。

1 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1)地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を実現していくためには、町、関係機関、事業所、住民等の様々な主体が連携・協力し総合的に自殺対策を推進していくことが必要です。そのためには、地域の様々な主体の役割を明確化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築し、地域におけるネットワークを強化し、様々な領域で積極的に自殺対策に参画できる環境を整備していきます。

①町民の理解促進

自殺対策に関する理解を深めるために、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口等の情報をわかりやすく発信します。

	施策	具体的取組	担当課
1	健康増進計画推進事業	町広報誌等において、自殺対策(生きることの包括的支援)を取り上げ、住民への周知、啓発を図ります。	町民保健課
2	精神保健(精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支援しリスクの軽減を図ります。	町民保健課

	施策	具体的取組	担当課
3	精神保健(困難事例対応精神障害者と家族への個別支援の充実)	困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実を図ります。	介護福祉課
4	精神保健対策(高次脳機能障害者支援事業)	高次脳機能障害者に対し、相談やリハビリ等の機会を利用し、必要な支援を行います。	介護福祉課
5	男女共同参画事業	男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込み、住民に対する啓発を図ります。	総務課
6	図書館の活用	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の情報提供の場としての活用やリーフレットの配布を行います。	教育振興課
7	P T A 活動の支援・育成に関する事務	セミナーや研修会等で自殺問題について講演し、保護者が子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高められるよう努めます。また、役員会の場で相談先の情報等を提供し、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会となるよう努めます。	教育振興課
8	南大隅町自殺対策庁内連絡協議会の設置【新規】	自殺対策に関連する庁舎内各課から構成される「南大隅町自殺対策庁内連絡協議会」を設置し、関係情報や課題等を共有し、相互に連携を図ることにより、全庁的に自殺対策を推進します。	介護福祉課

②いのちを支える地域ネットワークの構築

本町における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、保健、医療、福祉、教育等の行政機関、関係団体の連携を強化するとともに、情報交換に努め地域における取組を推進しながら、いのちを支えるネットワークの構築を進めます。

	施策	具体的取組	担当課
1	震災避難者生活支援事務	避難者から相談等を受けた場合は、災害弔慰金貸付により支援を行います。	介護福祉課
2	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施し、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるための窓口としての機能の充実を図ります。	介護福祉課
3	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に努めます。	介護福祉課
4	ひとり暮らし等施策	「地区社協」の設置に、取り組み、見守り活動、独居高齢者等の状況把握に努めます。	介護福祉課

	施策	具体的取組	担当課
5	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。	介護福祉課
6	レスパイト支援事業	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設します。	介護福祉課
7	在宅医療・介護連携事業	推進委員会で地域の自殺実態や自殺対策の内容等について議題とし、関係者の認識の共有や理解の促進を図ります。	介護福祉課
8	日中一時支援事業	虐待等の危険を早期に発見するために、ショートステイの機会を活用し、障害者(児)の状態把握を行います。	介護福祉課
9	緊急通報システム設置事業	通報システムの設置を通じて、独居の重度身障者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐなどの支援に努めます。	介護福祉課
10	障害者向け施設の運営(障害者就労支援センターの運営)	障害者への就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には支援先につなぐなどの支援に努めます。	介護福祉課
11	休日・夜間診療事業	休日の精神科救急医療機関を把握し、情報提供を行います。	町民保健課
12	高齢者保健	高齢者が地域で集える機会を設け、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐなど、支援します。	介護福祉課
13	地域保健活動事業	連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について検討し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ります。	町民保健課
14	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。	町民保健課
15	防災対策一般事務	地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等について言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。	総務課
16	防災マップ作成	命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報を、各種相談先一覧に加えることで、住民に対する相談先情報の拡充、周知を図ります。	総務課
17	外国人町民への支援【新規】	介護現場で働く技能実習生の日頃の悩みや困りごとに関する相談の実施を検討していきます。	介護福祉課
18	対応力アップに向けた取組【新規】	自殺のリスクを抱えた方と接する機会の多い職員(ゲートキーパー)の対応力をあげ、支えていく仕組みづくりを模索するとともに、自殺対応の専門家から、リスク評価や対応についてのサポートを受けられるよう検討します。	介護福祉課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の背景には様々な悩みや生活上の困難があり、そのような問題に対して早期の「気づき」が重要となり、「気づき」ができ適切な支援につなげることができる人材をいかに育成・確保していくかが課題となっています。行政機関だけでなく、関係機関、事業所、地域住民等様々な主体に対し、研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材の育成を図ります。

① ゲートキーパーの養成

民生委員・児童委員や生きることの包括的な支援に係るボランティアなどを対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

	施策	具体的取組	担当課
1	心配事相談	相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、適切な機関へのつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
2	保健福祉総合相談・案内窓口事業	相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、適切な機関へのつなぎ等、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
3	地域リハビリテーション活動支援事業	各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらい、適切な機関へのつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
4	障害児地域療育等支援事業	対応を行う職員が適切な窓口へのつなぎ等、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
5	障害者基幹相談支援センター事業	センターで相談対応にあたる職員、相談員が適切な窓口へのつなぎ等、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
6	学童保育事業	学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、適切な機関へのつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
7	保育の実施	保育士に必要なに応じてゲートキーパー研修を受講してもらい、他の機関へのつなぎ等、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
8	納税相談	相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	税務課
9	社会復帰支援	相談者のニーズを踏まえた寄り添い型の支援を提供し、対象者の自殺リスクの軽減を図ります。	介護福祉課
10	公営住宅家賃滞納整理対策	相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	建設課

	施策	具体的取組	担当課
11	水道料金徴収業務	徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらい、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、適切な機関へのつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	建設課
12	認知症サポーター養成講座	認知症サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらい、リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課

②教職員に対する研修

児童生徒が発するSOSの受け皿となるため、町内小中学校教職員に対して、SOSの出し方に関する教育、実践的な知識やスキルを身につけられるよう情報提供していきます。

	施策	具体的取組	担当課
1	教職員研修（児童・生徒への生活指導・健全育成）	研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ります。	教育振興課

③職員に対する研修

各種相談にあたる職員や福祉サービス等に携わる職員など、業務を行う中で自殺のリスクを抱えた住民を早期に発見し支援へとつなぐ役割を担うことのできる人材を育成するため、職員研修において自殺や自殺対策について理解を深める内容を盛り込むとともに、ゲートキーパー養成講座の受講の呼びかけを行います。

	施策	取組を推進するために行うこと	担当課
1	職員の研修事業	職員研修(特に新任と管理職昇任)として、自殺対策に関する講義を導入し全庁的に自殺対策の推進を図ります。	総務課
2	生活保護事務	扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられるよう支援します。	介護福祉課
3	児童扶養手当支給事務	扶養手当の支給機会に、状況を把握し、問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど支援します。	介護福祉課
4	自然保護事業	自然保護推進員の自然公園内パトロールや自然公園指導員の活動の際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行い、事案発生の防止を図ります。	企画観光課
5	児童・生徒への生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	保護者に対して福祉の専門家が直接対応し、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、支援します。また、専門家から相談リーフレットの配布をもらい、児童生徒に様々な相談先の情報を周知します。	教育振興課

	施策	取組を推進するために行うこと	担当課
6	母子保健(母子健康手帳交付等)	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施し、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	町民保健課
7	母子保健(新生児訪問指導)	保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱える自殺リスクの対応を理解し、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	町民保健課
8	母子保健(母子相談)	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高めるため、早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を行い、リスクの軽減を図ります。また、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応に努めます。	町民保健課
9	母子保健(巡回保育者支援事業)	子どもの発達に関して専門家が相談に応じ、保育者、母親の負担や不安感の軽減を図ります。また、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応に努めます。	町民保健課
10	母子保健(つどいの場の設定、妊婦全数面接)	母子相談や、保健師による妊婦全員に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援を行います。	町民保健課
11	重複多受診者訪問指導	訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行い、他機関につなぐ等の対応に努めます。	町民保健課
12	保健福祉総合相談・案内窓口事業【再掲】	相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、適切な機関へのつなぎ等、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
13	納税相談【再掲】	相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	税務課

④相談支援体制の充実

問題や悩みをひとりで抱え込まず相談できる相談支援体制の充実とともに、庁内部署や関係機関との横断的な連携を図ります。

	施策	具体的取組	担当課
1	介護相談	相談を通じて当人や家族の負担軽減を図り、自殺リスクが軽減するよう努めます。	介護福祉課
2	認知症介護の電話相談の設置	認知症の人や介護している家族の悩みについて、包括支援センター職員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行います。	介護福祉課
3	訓練等給付に関する事務	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげ、自殺リスクの軽減を図ります。	介護福祉課
4	奨学金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等を把握し、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげる支援を行います。また、支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布し、支援先の情報周知を図ります。	教育振興課
5	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	保健師などの専門職に対し研修を行い、小児慢性特定疾病児を抱えた保護者の抱える自殺リスクの対応を理解し、保護者との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	町民保健課
6	エイズ・性感染症事務	相談窓口一覧のリーフレット等を配布し、支援先の情報周知を図ります。	町民保健課
7	医務(医療相談窓口)	医療相談の際に状況の聞き取りと把握を行い、保健師や他機関につなぐなどの対応に努めます。	町民保健課
8	交通安全対策に関する事務	加害者・被害者の双方に相談の機会を提供し、自殺リスクの軽減を図ります。また、リーフレット等を配布し、支援先の情報周知を図ります。	総務課
9	心配事相談【再掲】	相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、適切な機関へのつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	介護福祉課
10	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。	介護福祉課

(3)住民への啓発と周知

「自殺総合対策大綱」では「自殺は誰にでも起こり得る危機」となっていますが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実があり、そうした心情や背景に対して理解を深め、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが大切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に周知啓発を行うことが必要です。

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するために、地域の多様な関係者が連携・協力したネットワークづくりが重要です。

①啓発活動の推進

住民が自殺対策について理解を深められるよう、自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)を中心として、自殺対策に関連した内容を広報紙等に取り入れ、町民への啓発を行います。

	施策	具体的取組	担当課
1	図書館の活用【再掲】	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の情報提供の場としての活用やリーフレットの配布を行います。	教育振興課
2	P T A 活動の支援・育成に関する事務【再掲】	セミナーや研修会等で自殺問題について講演し、保護者が子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高められるよう努めます。また、役員会の場で相談先の情報等を提供し、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会となるよう努めます。	教育振興課
3	エイズ・性感染症事務【再掲】	相談窓口一覧のリーフレット等を配布し、支援先の情報周知を図ります。	町民保健課
4	男女共同参画事業【再掲】	男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込み、住民に対する啓発を図ります。	総務課
5	研修・教育など学びの場の提供【新規】	地域における自治会長等へのゲートキーパー研修の周知、参加促進の取組に努めます。	総務課

②こころの健康についての理解促進

様々な機会を通じ、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及に努めます。

	施策	具体的取組	担当課
1	権利擁護の仕組みづくり	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげるなど、支援します。	介護福祉課

	施策	具体的取組	担当課
2	安心安全まちづくり事業	推進会議で自殺実態に関する情報等を共有し、気づきの重要性や取組等を周知するとともに、地域の関係者が自殺対策について理解を深められるよう努めます。	総務課
3	教職員研修（児童・生徒への生活指導・健全育成）【再掲】	研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ります。	教育振興課
4	職員の研修事業【再掲】	職員研修（特に新任と管理職昇任）として、自殺対策に関する講義を導入し、全庁的に自殺対策の推進を図ります。	総務課

③SOSの出し方に関する教育の推進

町内小中学校において、いじめをはじめ、社会で直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)を教育振興課とともに検討します。

	施策	具体的取組	担当課
1	配偶者暴力相談	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護を通じ、自殺リスクが軽減するよう努めます。	介護福祉課
2	キャリア・スタート・ウィーク事業	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導し、問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができるよう推進します。	教育振興課
3	いじめ防止対策事業	いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進し、児童生徒の自殺防止の軽減を図ります。また、フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布し、いじめにあった際の相談先の情報等の周知に努めるとともに、教職員に対するSOSの受け止め方に関する研修も検討していきます。	教育振興課

(4)生きることの促進要因への支援

自殺対策は、自殺につながる要因を減らす取組に加え、生きることの促進要因を増やす取り組みが必要です。双方の取組を通じて自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進していきます。

①自殺未遂者及び遺された人への支援

自殺未遂者は、自殺企図を繰り返すうちに自殺に至ってしまう場合があります、再度の自殺企図を防ぐために長期的な支援が必要となります。

自殺者の遺族は、家族が亡くなったことに対して自責の念を抱きやすく、悲嘆反応からの回復が円滑に進まず、うつ病などの精神疾患を患う可能性があります。また、遺族の後追い自殺の危険性も指摘されており、自死遺族の心のケアや問題解決に向けた支援の充実を図るとともに、町民の自死遺族への理解や支援の促進を図ることが必要です。

	施策	具体的取組	担当課
1	自殺未遂者への支援	自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な指導、助言等に努めます。	総務課 介護福祉課
2	遺された人への支援	同じような経験をした方が集い、互いの思いを自由に語り合えるような会等を紹介するなど、遺族の精神的ケア及び生活支援等に関係機関と連携を図ります。	介護福祉課
3	児童扶養手当支給事務【再掲】	扶養手当の支給機会に、状況を把握し、問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援します。	介護福祉課

②妊産婦・子育てをしている人への支援

妊産婦の死因上位は自殺であり、原因は産後うつ、育児のストレスなどが関係しています。

本町では妊婦・産婦・子育てをしている保護者に対して、保健師等の専門職が妊娠から出産、子育てに至る包括的な支援を行っており、今後も引き続き支援の充実を図り、自殺のリスク低下に努めます。

	施策	具体的取組	担当課
1	母子保健(産後ケア事業)	出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な指導・助言等を提供し、リスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携した支援の強化を図ります。	町民保健課
2	母子相談、各種健康診査	子育てに関する相談に応じて、問題を抱える家庭を把握し、心理的なサポートも含め支援を行い、自殺リスクの軽減を図ります。	町民保健課
3	ひとり親家庭等医療費助成事務【再掲】	医療費の助成時に状況の聞き取りと把握を行い、他機関につなぐなどの対応に努めます。	介護福祉課

	施策	具体的取組	担当課
4	母子生活支援施設措置費【再掲】	施設入所の斡旋を通じて、問題を抱える家庭を把握し、心理的なサポートも含め支援を行い、自殺リスクの軽減を図ります。	介護福祉課
5	母子保健(母子健康手帳交付等)【再掲】	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施し、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	町民保健課
6	母子保健(新生児訪問指導)【再掲】	保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱える自殺リスクの対応を理解し、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	町民保健課
7	母子保健(母子相談)【再掲】	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高めるため、早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な指導・助言を行い、リスクの軽減を図ります。また、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応に努めます。	町民保健課
8	母子保健(巡回保育者支援事業)【再掲】	子どもの発達に関して専門家が相談に応じ、母親の負担や不安感の軽減を図ります。また、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応に努めます。	町民保健課
9	母子保健(つどいの場の設置、妊婦全数面接)【再掲】	母子相談や保健師による妊婦全員に対しての面接実施等、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援を行います。	町民保健課

(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済や生活問題、勤務問題、家族問題、心身面の不調等の様々な問題は、誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法や相談・支援に関する情報を早い時期から取得しておく必要があります。

自殺対策基本法では、児童生徒に対して、かけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育や困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育等を実施することが求められています。子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるよう、教職員の受け皿としての質の向上を図るとともに、養護教諭等の行う健康相談、スクールカウンセラーの配置などを推進します。

①学校における早期発見に向けた取組

学校に対する個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図り、児童生徒の悩みや課題の早期発見に努めるとともに、相談体制を充実するなど児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりに努めます。

	施策	具体的取組	担当課
1	学校支援ボランティア事業	コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ります。	教育振興課
2	保小中連携事業	保育園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援します。	教育振興課
3	就学に関する事務	特別な支援を要する児童・生徒の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開し、困難の軽減を図ります。また、児童・生徒の保護者の相談にも応じ、保護者自身の負担感の軽減を図ります。	教育振興課
4	性に関する指導推進事業	性に関する指導の際に、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布し、児童生徒に相談先情報の周知を図ります。	教育振興課
5	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーと関係機関が連携した支援を行い、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図ります。	教育振興課
6	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	スクールカウンセラーや専門相談員と連携し、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決に努めます。	教育振興課
7	教職員研修（児童・生徒への生活指導・健全育成）【再掲】	研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ります。	教育振興課
8	キャリア・スタート・ウィーク事業【再掲】	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導し、問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができるよう推進します。	教育振興課

	施策	具体的取組	担当課
9	子ども第三の居場所【新規】	子どもたちの自立する力を育むため、学習サポート、遊び、食事提供や生活習慣確立のためのサポートを行っています。「からすたろうの学び家」で行う事業で、経済や家庭状況に課題を抱える子どもや、学習上のつまずきや発達に特性のある子どもたちを受け入れ、支援するものです。	介護福祉課

②子どもの相談体制の充実

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるよう、教職員の受け皿としての質の向上を図るとともに、相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談体制を強化します。

	施策	具体的取組	担当課
1	青少年教育事務	青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援し、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図り、適切な支援に努めます。	教育振興課
2	教育相談（いじめ含む）	学校以外場で専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期の問題発見・対応に努めます。また、教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布し、相談先情報の周知を図ります。	教育振興課
3	図書館の活用【再掲】	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の情報提供の場としての活用やリーフレットの配布を行います。	教育振興課
4	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	スクールソーシャルワーカーと関係機関が連携した支援を行い、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図ります。	教育振興課
5	いじめ防止対策事業【再掲】	いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進し、児童生徒の自殺防止の軽減を図ります。また、フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布し、いじめにあった際の相談先の情報等の周知に努めるとともに、教職員に対するSOSの受け止め方に関する研修も検討していきます。	教育振興課

●評価指標

以下の評価指標において目標値を設定し、本計画の進捗状況进行评估します。

1 地域におけるネットワークの強化			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
南大隅町自殺対策連絡協議会	—	年1回	
2 自殺対策を支える人材の育成			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
ゲートキーパー養成講座の開催	年1回	年1回	
3 住民への啓発と周知			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
自殺対策啓発物の認知度	64.5%	70.0%	住民意識調査
4 生きることの促進要因への支援			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
町民の幸福度調査（とても不幸せを0点、とても幸せを10点）	84.5% (5点以上)	90.0% (5点以上)	住民意識調査
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
SOSの出し方に関する教育	年1回以上 (全小中学校)	年1回以上 (全小中学校)	

2 重点施策

- (1) 高齢者に対する取組
- (2) 生活困窮者に対する取組
- (3) 勤務問題に対する取組
- (4) 子ども・若者に対する取組

(1) 高齢者に対する取組

高齢者は、健康問題や同居する家族に看護や介護の負担をかけることへの精神的負担のほか、介護疲れ、配偶者、子、兄弟など近親者の病気や死による強い喪失感から、閉じこもりやうつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。そのため、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の促進等の施策の推進が必要となります。

	施策	具体的取組	担当課
1	養護老人ホームへの入所	老人ホームへの入所手続きの際に当人や家族等から状況の聞き取りと把握を行い、他機関につなぐなどの対応に努めます。	介護福祉課
2	地域包括支援センターの運営	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有し、関係者間での連携関係の強化や地域資源の連動を促進します。	介護福祉課
3	高齢者への総合相談事業【再掲】	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。	介護福祉課

(2) 生活困窮者に対する取組

生活困窮の背景には、多様かつ広範的な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて生きづらさを抱えていることもあります。様々な問題を抱えた生活困窮者に対して、適切な相談支援を行い関係機関相互の連携を推進します。

	施策	具体的取組	担当課
1	ひとり親家庭等医療費助成事務	医療費の助成時に状況の聞き取りと把握を行い、他機関につなぐなどの対応に努めます。	介護福祉課
2	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	費用の補助の際に、家庭状況に関する聞き取りを行い対象者の早期発見に努めます。また、相談先一覧等のリーフレットを配布し、情報周知に努めます。	教育振興課

	施策	具体的取組	担当課
3	母子相談、各種健康診査	家庭の生活状況や抱える問題等を把握し、貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策との連動に努めます。	町民保健課
4	生活保護事務【再掲】	各種相談・支援の提供を通じて、生活保護利用者(受給者)の自殺リスクの軽減を図ります。	介護福祉課
5	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業【再掲】	保健師などの専門職に対し研修を行い、小児慢性特定疾病児を抱えた保護者の抱える自殺リスクの対応を理解し、保護者との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	町民保健課
6	公営住宅家賃滞納整理対策【再掲】	相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう支援します。	建設課

(3)勤務問題に対する取組

配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や借金、家族間の不和等で発生する自殺リスクの低減に向けて、労働者や経営者を対象とした各種相談事業に取り組みます。また、ストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組の実施を推進します。

	施策	具体的取組	担当課
1	中小企業資金融資	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握し、適切な支援先へとつないでいくよう努めます。	企画観光課
2	学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用し、児童生徒の支援者である教職員に対する支援の強化を図ります。	教育振興課
3	生活習慣病予防	健康診断等の機会を通じて、問題に関する詳しい聞き取りを行い、必要な場合には専門機関につないでいくよう努めます。	町民保健課
4	40歳未満の住民を対象とした健康診査(国民健康保険加入者分)	健康診断等の機会を通じて、問題に関する詳しい聞き取りを行い、必要な場合には専門機関につないでいくよう努めます。	町民保健課
5	職員の健康管理事務	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進に努めます。	総務課

(4)子ども・若者に対する取組

子ども・若年層に向けて相談窓口の情報発信をすることや、小さい時期から「相談できる」「相談していい」という、困ったときに援助を求める行動がとれるように子どもたちと関わり、働きかけていくことが重要です。

悩みを抱えた子ども・若年層が相談できるよう、教育機関や家庭・地域がゲートキーパーの役割を担える仕組みづくりと併せ、保護者に対する相談支援の推進に取り組めます。

	施策	具体的取組	担当課
1	子ども相談窓口	子ども自身に自殺念慮や希死念慮がある場合に、子ども自身が自分から相談をできるように、学習支援を通じて関係性を作り、子どもが自己開示できるよう努めます。	介護福祉課
2	児童虐待防止対策	子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭や不適切な養育環境にある家庭等に対し、専門家による相談支援やヘルパーの派遣による育児家事支援を行います。	介護福祉課

●評価指標

以下の評価指標において目標値を設定し、本計画の進捗状況进行评估します。

1 高齢者に対する取組			
評価指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	備考
南大隅町の60歳以上の自殺者数	1人	0人	人口動態統計
2 生活困窮者に対する取組			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
悩みやストレスに関するアンケート	23.8% (「経済的な問題がある」)	18.5%以下 (「経済的な問題がある」)	住民意識調査
3 勤務問題に対する取組			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
悩みやストレスに関するアンケート	16.2% (「勤務関係の問題がある」)	10.0%以下 (「勤務関係の問題がある」)	住民意識調査
4 子ども・若者に対する取組			
評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	備考
相談窓口の周知	実施	実施	

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策ネットワーク

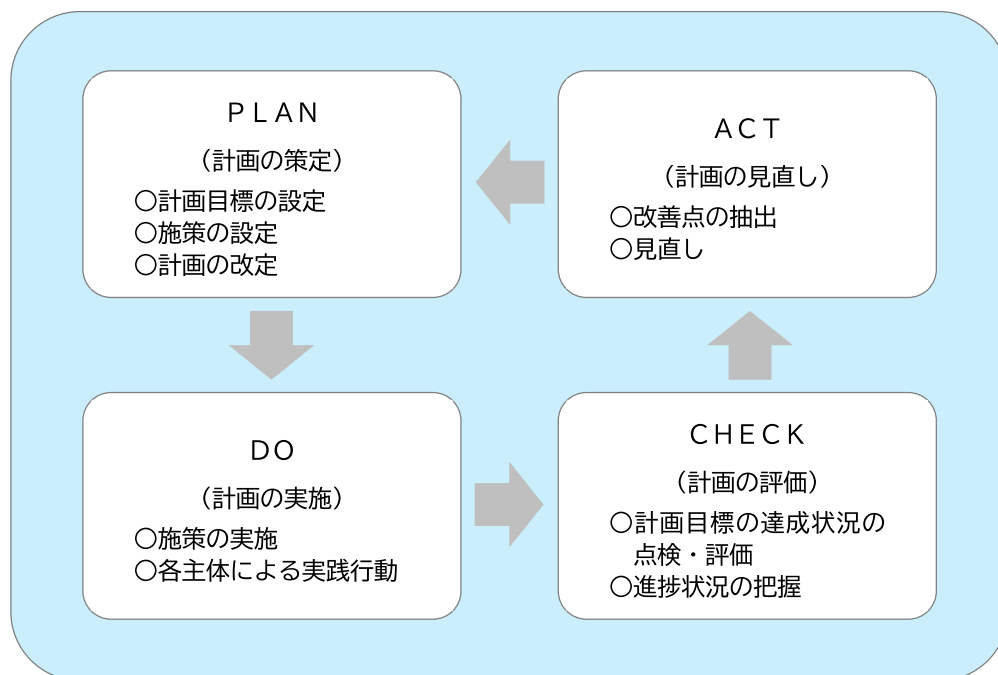
自殺対策は、家庭や学校、職域、地域等の社会全般に関係しており、総合的な対策を推進するためには、多分野の関係者の連携・協働により、多角的な施策を推進する必要があります。

このため、行政機関・関係団体で構成される「南大隅町自殺対策連絡協議会」を設置し、横断的な自殺対策の推進を図るとともに、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等を活用した南大隅町における自殺対策の総合的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするため、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。具体的な進行管理の体制としては、取組状況や目標値の達成状況などを「南大隅町自殺対策連絡協議会」にて評価し、施策の改善を行います。

【PDCAサイクル図】



資料編

資料1 南大隅町自殺対策計画策定委員会設置要綱

※掲載予定です

資料2 南大隅町自殺対策計画策定委員名簿

※掲載予定です

資料3 用語解説

※掲載予定です